

I 平成26年度事業計画

【平成26年度の基本方針】

(1) 帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を図る

新規帰国者の減少、邦人の高齢化、国による新支援策の実施等により、援護基金の事業の見直しが必要となっていたことから、従来事業の必要性和相応しい規模について精査を進めるとともに、今後新たな対応が必要とされる課題についても検討してきたが、平成26年度から次のように、新事業の立ち上げと従来事業の調整に着手する。

- ・ 老後支援を拡充する。介護サービス事業者としての指定を受け、都内において訪問介護事業所を立ち上げる。
- ・ 従来事業のうち縮小、廃止、転換等の調整を要するものについては、平成26年度から段取りをもって作業を進め、3年間で調整を完了する。

また、平成26年度には、このために組織上必要となる次の変更を行う。

- ・ 指定寄付金運用益（旧扶養枠）の用途を拡大する（老後支援事業を対象に加える）。 ※財務省と協議中
- ・ 介護サービス事業者の指定を受けるために、定款を一部変更する。 ※評議員会の議決を要する

(2) 前年に引き続き、情報の管理体制強化を進める

帰国者や支援団体等に関する情報は、援護基金が様々な事業を遂行していく上で極めて重要であるが、すでに保有している情報のメンテナンスを行い、さらに必要な情報を収集して、安全かつ有効に情報を活用できる情報の管理運用体制作りを引き続き進める。

(3) 前年に引き続き、財政均衡に努める

援護基金の財政は、長引く円高不況による寄附金収入減と資産運用収益減により大変厳しい状況が続いてきた。

寄附金収入の減少は、不況による影響だけでなく中国残留邦人問題への社会的関心が薄れてきたことが大きな要因となっていることから、平成26年度も依然厳しい状況が続くと考えられるが、普及啓発を強化する等の工夫をして減少をくい止めるよう努めたい。

一方、運用収益の面では、政権交代前後からの為替の円安傾向が定着したことから、平成25年度には収益の改善が見られた。平成26年度も、運用収益の更なる改善を図りたい。

支出面では、事業面及び管理面での無駄削減の努力を続けて、事業安定化準

備資産の取崩しにより諸事業の継続を図るという状況から脱することを目指す。

ただし、何らかの不測の状況変化等により赤字が発生する可能性にも留意せざるを得ないため、それを補うものとして、最大で2千万円（公益目的事業会計の「共通」で最大1千万円、公益目的事業会計の「公1・扶養費」及び「公2・就学援助等」で最大1千万円。）の取崩しをご承認いただきたい。

【各事業計画の概要】

1. 公1：中国残留日本人孤児の養父母及び中国等に残留する日本人孤児等に対する支援事業

(1) 中国残留日本人孤児の養父母等に対する扶養費の支払事業

平成26年度も継続して実施する。

平成26年度の扶養費支払いは、平成25年度に帰国した孤児について日中両国政府間で名簿の確認後、中国紅十字会総会に送金する。（該当者：未判明孤児1名）

(2) 中国残留邦人等に対する生活状況調査及び援助事業

ア 訪中座談会（個別訪問型）

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、中国帰国者等の生活指導上の資料とするとともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続き等について周知を図る。

昭和60年の事業開始以来続いた、残留邦人に都市部まで出てきて頂き集団での座談会を開催する従来形式を平成19年度より改め、健康上の理由等で会場に来ることが困難な方々のために、当方から残留邦人宅に直接赴き話をする個別訪問型に変更した。その結果、制度を知ることによって新たに一時帰国に参加することができた方々も多くいた。

平成25年度にも同様の形式で実施する予定でいたが、予定地域に相応しい対象者の数がそろわず、断念せざるを得なかったが、平成26年度は、より広い地域から対象者を選ぶ等して事業を実施したい（開催時期、開催場所等は検討中）。

イ 中国政府関係者訪日協議

援護基金では、中国残留孤児問題の円滑な進展を図るため、日本人孤児問題等に携わっている中国政府関係者を第3回集団一時帰国の時期にあわせて日本に招致し、日本に帰国した中国残留邦人がどのような生活を送り、どのような問題を抱えているのかを理解していただくために、「中国帰国者定着促進センター」及び「中国帰国者支援・交流センター」などを案内し知見を深めてい

ただいている。また、これを機会に中国政府関係者に中国残留邦人の円滑な帰国の促進についてお願いしている。

平成 26 年度も前年同様に実施する予定である。（平成 25 年度：中央政府、河南省。平成 26 年度の地方政府は検討中。）

- (3) 中国に残る中国残留邦人等の集団一時帰国事業（厚生労働省の委託事業、公募）
 日本に肉親がなく、また、あっても何らかの事情により受け入れられない等の理由で日本への訪問ができない残留邦人を対象に、援護基金が身元引受人となり日本に招待（約 2 週間）する集団一時帰国事業。平成 26 年度も引き続き実施する予定である（年 3 回 概ね 39 世帯 76 人（親族等の介護人を含む））。

2. 公 2：日本に永住帰国した中国残留邦人等に対する定着・支援事業

(1) 養父母お見舞訪中援助事業

帰国孤児が養父母をお見舞するための訪中援助（初回・2 回目訪中、危篤・葬儀参列訪中）を平成 26 年度も引き続いて次のとおり実施する予定である。

また、単独で訪中できない者も少なからずいることから、これらの者には同行する介護人 1 名に対する旅費の援助も必要に応じて行う。

- ① 訪中人員 帰国孤児 5 名程度（年間）
- ② 時 期 年度中随時
- ③ 旅 程 申請者と援護基金が計画した旅程（約 2 週間程度）
- ④ 援助内容 渡航費及び見舞金等を援護基金が援助

(2) 中国残留邦人等に対する就学資金貸与事業

中国帰国者とその子等（二世・三世）に対し、大学及び専修学校（高等課程は除く）等への就学を援助するため就学資金の貸与を行い、これらの者が日本社会において早期に自立し心身共に健全な生活を営むことができるよう手助けするものである。平成 26 年度も前年度と同様の条件で引き続き実施する。

○ 就学資金の種類及び貸与額（平成 26 年度）

区 分	大 学	専修学校	鍼灸学校	日本語教育機関
入学資金	入学時 30 万円 以内	入学時 50 万円以内		—
奨 学 金	月額 4 万円以内		月額 3 万円以内	年額 55 万円以内

○ 貸与予定者総数（平成26年度）

区 分	新規貸与予定者数	継続貸与者数	平成26年度 貸与予定者総数
大 学	1名	14名	15名
専 修 学 校	2名	1名	3名
鍼 灸 学 校	0名	0名	0名
日本語教育機関	0名	0名	0名
計	3名	15名	18名

卒業後の就学資金返還にあたっては、平成13年度より報奨金制度を設け早期返還を促進しており、返還額は向上している。

滞納者に対しては、しばらく有効な対策がとれなかったが、平成24,25年度には高額かつ長期の未返済者に対して訴訟を含めた対応に踏み込み、進展が見られたところであり、平成26年度も引き続き返還促進に努めたい。

また、毎年、財団法人岡村育英会から奨学金援助の申し出があり、当援護基金の就学資金の貸与者の中から来春又は再来春に卒業予定の専門学校生等を同育英会に推薦してきた。今後も依頼があれば当方の貸与者を推薦することとしたい。本件奨学金は援護基金を通じて各学生に給付するものである。

(3) 中国帰国者支援・交流センター等就学教材費援助事業

中国残留邦人等が日本社会において早期に自立するために国（厚生労働省社会・援護局）が設置した施設である中国帰国者支援・交流センターなどに通学する者及び中国帰国者定着促進センターが行っている日本語通信教育の受講者のうち国が支援対象としない者（中国残留孤児が日本帰国後において呼び寄せた二世及び三世）に対し援護基金が教材費を援助している。

平成26年度も前年度と同様の条件で引き続き実施する予定である。

(4) ホームヘルパー養成及び介護資格取得支援事業

日本社会での自立、または就業上のキャリアアップを目的として、中国帰国者の一世、二世及び三世並びにその配偶者を対象に、介護初任者研修（旧ホームヘルパー1,2級）のみならず更に上級の介護関連資格（介護福祉士など）取得のための養成講座受講料の一部を援助している。

平成26年度は援助額を引き上げると共に、国家試験等の受験料も援助の対象として実施する予定である。

(5) 中国残留邦人等支援団体が実施する事業に対する助成事業

帰国孤児や帰国婦人等とその家族を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対してその事業を助成す

る。本事業は、団体助成委員会において、助成する団体と助成内容を審査し、その答申に基づいて助成を行う。

平成 26 年度は、老後支援事業を拡充する方針の下平成 28 年度までに段階的に事業規模及び内容を見直し、平成 28 年度から新たな形で実施していく旨を公示し実施する予定。

(6) 意思疎通生活相談・援助事業

事務局に「生活相談室」を設けて、中国語話者である職員（医師や看護師などを経験した職員）を配置して中国残留邦人及びその家族がかかえている諸問題の相談に応じている。

平成 26 年度も前年度同様、支援・交流センターの相談事業との連携・統合を視野に調整を図りながら実施する。

(7) 中国帰国者の老後支援事業

ア 介護事業基盤整備援助

①事業立ち上げ援助

NPO 法人等が、帰国者やその配偶者に視点をおいた介護事業を始める場合に、一定の条件の下、一定期間を介護事業基盤整備期間として事業資金の一部を援助する。

平成 22 年度以降援助実績はなかったが、平成 26 年度は老後支援事業を拡充する方針の下、より多くの法人等が事業を立ち上げることを促進するため、初年度の金額を 300 万円から 100 万円に引き下げつつ財源の許す範囲内で複数の NPO 法人等に援助を行う予定。なお、これらは、団体助成委員会において申請する NPO 法人等とその運営内容を審査し、その答申に基づいて援助を行う。

②介護団体支援

既に介護保険事業者として事業を行っている法人等が、高齢帰国者及びその配偶者に介護サービスを提供することによって運営に負担が生じている場合に一定の条件の下に支援を行う。

平成 26 年度は老後支援事業を拡充する方針の下、支援対象法人を NPO 法人に限らず法人格を有する法人に拡大し、これまで以上の法人に、財源の許す範囲内で広く支援を行う予定。なお、これらは、団体助成委員会において申請する法人等とその運営内容を審査し、その答申に基づいて援助を行う。

イ 要介護支援モデル事業

本事業は、平成 20、21 年度に厚生労働省から委託の支援モデル調査研究事業として始められたものであるが、平成 22 年度からは援護基金の自主事業として継続し、支援モデルのひとつとして「中国語話者による語りかけ支援」の試行を続け効果を検証してきた。また、同年度には、帰国者を扱う介護事業所の職員や支援通訳等を主な対象としてセミナーを開催した。

その後は、支援の技術的なモデルにかかわらず、行政の支援策や関係施設、関係者間の連携等も含めた支援実施モデルの調査研究、試行を本来の目的とするものと捉え直して事業を進めている。

①中国語による語りかけ支援

平成 26 年度も引き続き、中国帰国者に介護支援を行っている団体等の有効な取り組み事例と帰国者介護に関わる人材や施設等の情報の収集・整理を進めるとともに、介護事業所へ「語りかけ協力員（中国語話者）」を派遣するための制度設計と一部試行的な実施を目指したい。

②訪問介護事業－開設準備・運営－（新規）

訪問介護を必要とする要介護帰国者と中国語を話す二世三世ヘルパーとのマッチングを進めるために、東京都内に訪問介護事業所を開設しヘルパー派遣事業を行う。平成 26 年度は、10 月頃に東京都に対して介護事業者指定申請を行い（概ね 2 ヶ月後に許可と見込む）、1 月頃より訪問介護事業を開始する予定である。

(8) 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

中国及びサハリンに残留した邦人のうち、身元が判明している邦人が戸籍の訂正等の申請を行う場合に、その手続きに必要な弁護士費用等を援助している。

本事業は、当援護基金が日本財団からの助成を受けて日本司法支援センターに委託して支援を行うもので、平成 26 年度は 5 件 185 万円（申請に際して昨年 10 月 9 日の理事会（決議の省略）で事前承認を得ている）で申請している。

(9) 普及啓発及び広報事業

平成 26 年度も引き続き機会を捉えて中国残留邦人についての普及啓発イベントを企画するとともに、機関紙やホームページを通じて地道な情報発信を行っていく。

機関紙については、中国帰国者等、関係公的機関、関係民間団体、寄附者（法人を含む）等に対し、「理事会審議の概要・援護基金の業務遂行の現況・寄附者のご芳名・出版物の紹介」等、時宜に即した記事を掲載することとしており、平成 26 年度は 2 回発刊を目標とする。

(10) 中国帰国者定着促進センター運営事業（厚生労働省の委託事業、公募）

中国帰国者定着促進センター（所沢）の管理、運営（中国帰国者及びその家族に対する日本語教育、生活指導、就籍指導、就職指導及び日本語能力の向上を図るための通信教育、介護情報提供）を行う予定である。

平成 26 年度は、11 世帯 28 人を受入れ予定。（平成 25 年度予定：17 世帯 52 人）

なお、平成 25 年度に新たに加わった「介護情報提供」事業は、①各自治体で行われる介護関係研修会等に対する実施内容の相談・助言、②研修会等で使用

する資料・教材の開発、③研修情報や講師情報の収集と提供、を目的として、初年度はそれらの立ち上げに向けて作業を進めてきたところであるが、平成 26 年度は本格的な実施を予定している。

(11) 中国帰国者支援・交流センター運営事業（厚生労働省の委託事業、公募）

中国帰国者支援・交流センター（御徒町）の管理、運営（日本語学習支援事業、交流事業、生活相談事業、地域支援事業、地域生活支援推進事業、情報提供事業、普及啓発事業及び自立研修事業）を行う予定である。

なお、中国帰国者自立研修センター（東京、大阪）の閉所（平成 24 年度）に伴い、平成 25 年度に新たに加わった「自立研修」事業は、昨年度同様、週 1 日の日本語再研修コース及び生活相談事業を支援・交流センターが実施し、定着促進センター修了者向けの週 5 日コースの日本語指導を東京 YWCA への再委託により実施する予定である。

(12) 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（厚生労働省の委託事業、公募）

中国帰国者定着促進センター及び支援・交流センターにおいて、中国帰国孤児等に対して職業指導及び職業相談等を行う予定である。

(13) 中国残留邦人等とその家族のための日本語教材等の開発及び出版事業

引き続き、様々な年齢層や学習レベルの帰国者等の学習ニーズに応えるために、日本語教材等の開発、改訂、出版を進めるとともに、介護関係や中国残留邦人等について社会的関心を高め、理解を深めるための出版物の開発、発刊、販売にも努める。